

「徳島県認知症介護実践者等養成研修事業」業務委託 企画提案募集要領

1 業務の概要

(1) 業務名

徳島県認知症介護実践者等養成研修事業

(2) 目的

ア 「認知症介護実践研修」

高齢者介護実務者に対し、認知症高齢者の介護に関する実践的研修（実践者研修及び実践リーダー研修）を実施することにより、認知症介護技術の向上を図り、認知症介護の専門職員を養成し、もって認知症高齢者に対する介護サービスの充実を図ることを目的とする。

イ 「認知症対応型サービス事業管理者研修」

単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所（指定基準第42条第1項に規定する単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所をいう。以下同じ。）、共用型指定認知症対応型通所介護事業所（指定基準第45条第1項に規定する共用型指定認知症対応型通所介護事業所をいう。以下同じ。）、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所、単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所（指定予防基準第5条第1項に規定する単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所をいう。以下同じ。）、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所（指定予防基準第8条第1項に規定する共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所をいう。以下同じ。）、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の管理者又は管理者になることが予定される者に対して研修を実施することにより、認知症介護技術の向上を図り、認知症介護の専門職員を養成し、もって認知症高齢者に対する介護サービスの充実を図ることを目的とする。

ウ 「小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修」

指定小規模多機能型居宅介護事業所の計画作成担当者又は計画作成担当者になることが予定される者に対して研修を実施することにより、認知症介護技術の向上を図り、認知症介護の専門職員を養成し、もって認知症高齢者に対する介護サービスの充実を図ることを目的とする。

エ 「認知症対応型サービス事業開設者研修」

指定小規模多機能型居宅介護事業者、指定認知症対応型共同生活介護事業者、指定看護小規模多機能型居宅介護事業者等の代表者に対して研修を実施することにより、認知症介護技術の向上を図り、認知症介護の専門職員を養成し、もって認知症高齢者に対する介護サービスの充実を図ることを目的とする。

(3) 実施方法

本事業は、公募型プロポーザル方式により適切に事業を実施できる事業者を選定して、委託することにより実施する。

(4) 業務内容

「仕様書」（別添1）のとおり

(5) 委託期間

委託契約締結の日から翌年3月31日まで

(6) 委託料上限額

5,128千円（消費税及び地方消費税を含む）

(7) 委託対象経費

- ア 研修実施検討会及び評価検討会の実施に要する経費
 - ・ 企画立案、打合せに要する経費
　　人件費、資料作成費、消耗品費、会場借り上げ費、役務費
- イ 研修の実施に要する経費
 - ・ 企画立案、研修に要する経費
　　人件費、資料作成費、消耗品費、会場借り上げ費、役務費
- ウ その他経費
 - ・ 事業計画の遂行上通常必要な経費（ただし、不動産の購入、修繕経費（土地建物）や、汎用備品等の機械・器具購入費、その他事業計画と関連性がない経費は対象外）

2 参加資格要件

このプロポーザルに参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 徳島県内に本社または事業所を有する者若しくは県内での事業実施が可能な者であること。
- (3) 最近3年間、県税（法人事業税・法人県民税）に未納がない者であること。
- (4) 「徳島県物品購入等に係る指名停止等措置要綱に基づく指名停止又は指名回避の措置」を受けていないこと。
- (5) 役員に、次のア又はイのいずれかに該当する者がいないこと。
 - ア 破産者で復権を得ない者
 - イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- (6) 次のアからウまでのいずれかに該当する者でないこと。
 - ア 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（同法に基づき再生手続開始の申立てをされた者で、同法第174条第1項の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。）
 - イ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。以下同じ。）がなされている者（同法に基づき更生手続開始の申立てをされた者で、同法第199条第1項若しくは第2項又は第200条第1項の規定による更生計画認可の決定を受けている者を除く。）
 - ウ 破産法（平成16年法律第75号）に基づき破産手続開始の申立てがなされた者及びその開始決定がされている者（同法附則第3条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる破産事件に係るものを含む。）
- (7) 徳島県暴力団排除条例（平成22年徳島県条例第40号）第6条に規定する排除の対象となっていない者であること。
- (8) 特定の政治活動又は宗教活動等を主たる目的とした法人、公序良俗に反する等適当でないと認められる者ではないこと。

3 プロポーザルの手続き等

プロポーザルへの参加を予定している者は、次のとおり必要書類を提出すること。

- (1) 提出先及び問合せ先

徳島県保健福祉部 長寿いきがい課

所在地：〒770-8570 徳島市万代町1丁目1番地

電話：088-621-2192

ファクシミリ：088-621-2840

E-mail : choujuikigaika@pref.tokushima.lg.jp

(2) 参加表明書等の提出

ア 用紙サイズはA4版とする。

イ 提出書類（各1部提出）

・ 参加表明書（様式第1号）

・ 組織概要書（様式第2号）

・ 団体等の概要が分かる資料（事業報告書もしくはパンフレット等）

ウ 提出期限

令和8年2月24日（火）午後5時必着

(3) 企画提案書等の提出及び書類の取扱い

ア 用紙サイズはA4版とする。

イ 提出書類

・ 企画提案書（様式第3号）を8部（正本1部、副本7部）提出すること。

参考資料（企画提案内容を補足する資料）※任意提出

ウ 提出期限

令和8年3月10日（火）午後5時必着

(4) 提出方法

3(1)に示す事務局まで持参又は郵送（書留郵便）により提出すること。

(5) その他

・ 提出書類は、徳島県保健福祉部長寿いきがい課、及び本業務委託事業者選定委員会での使用に限り複製することがある。

・ 提出書類について、徳島県情報公開条例の規定に基づき公開する場合がある。

・ 提出書類については、この募集の選定以外の目的で使用しない。

4 応募書類等に関する質問の受付

ア 質問の受付期限

令和8年2月17日（火）午後5時まで

イ 質問の提出

質問は、質問票（様式第3号）により行うものとし、3(1)に示す問い合わせ先まで電子メール又はファクシミリにより送付するものとする。

ウ 質問の内容

原則として、当該委託業務に係る条件や応募手続きに関する事項に限るものとする。

エ 質問に対する回答

申込者全員に対して、電子メール又はファクシミリにより回答する。

5 応募に際しての注意事項

(1) 失格又は無効

以下のいずれかの事項に該当することが判明した場合、失格又は無効となる。

ア 審査の公平性に影響を与える行為があった場合

イ 応募資格の要件を満たしていない場合

ウ 提出書類に虚偽の内容を記載した場合

エ 見積金額が委託料上限額以上であった場合

オ 本要領に違反すると認められた場合

カ 応募者による業務履行が困難であると判断された場合

キ その他不正な行為があったと県が認めた場合

(2) その他

- ア 応募は1参加者につき1件とする。
- イ 書類の作成はA4縦版（片面印刷）横書きとし、フォントは11ポイント以上で作成すること。なお、必要に応じて、表、写真等を用いた補足資料を添付することができるが、できる限り簡潔なものとすること。
- ウ 提出された企画提案書は提出期限後の訂正、追加、差替及び再提出は認めない。
- エ 提出された企画提案書、その他書類は審査のみに使用し、応募者には返却しない。
- オ 提出された書類は、審査に必要な範囲において複製することがある。
- カ 提出された企画提案書等の書類は、徳島県情報公開条例の規定に基づき公開する場合がある。
- キ 提出内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを提案した責任は、すべて応募者が負うものとする。
- ク 原則として、本業務の全部又は一部を第三者に委託し又は請け負わせてはならない。ただし、業務を効率的に行う上で必要と認められる場合、事前に県の承諾を得た上で、業務の一部を委託することができる。
- ケ 委託業務により知り得た秘密は、他者に漏らさないこととする。
- コ 参加表明書及び企画提案書等の作成及び提出のほか、審査に係る一切の費用は、提案者の負担とする。
- サ 提出期限までに企画提案書の提出がない場合は、参加の意思がないものとみなす。

6 選定方法

企画提案書の評価は、選定委員会において企画提案書による事業の具体性や実現性などにポイントを置いたプレゼンテーションによる審査を実施する。

- (1) 県が別に設置する選定委員会において、「評価基準」に基づき、企画提案等の内容について審査し、総合得点の最も高い提案者を受託者として選定する。
- (2) 選定委員会については、日時及び場所は提案者に別途通知するものとし、これを欠席した場合は、プロポーザルへの参加を辞退したものとみなす。
- (3) 提案者は、選定委員会において、プレゼンテーションにより内容の説明を行い、選定委員からの質疑に応答する。
- (4) 選定結果は、審査終了後、審査を受けた者全てに対し、文書により審査の結果を通知する。

7 契約の留意事項

(1) 契約方法

公募型プロポーザル方式による随意契約とし、選定委員会で選定された者と契約締結の協議を行い、見積書を徴して契約を締結する。この協議は、企画提案の内容を脱しない範囲内での内容の変更の協議も含む。協議が不調のときは、6により順位付けられた上位の者から順に契約の締結の協議を行うこととする。

委託契約に基づく事業に係る会計関係帳簿を整理し、他の事業活動に係る経費と明確に区別すること。なお、徳島県は、必要に応じて委託業務の執行状況の検査を行う。委託業務完了後は成果報告等の実績報告を提出すること。

(2) 契約保証金

契約保証金は免除する。

8 日程

公募開始	令和8年2月10日（火）
質問票の提出締切	令和8年2月17日（火）午後5時

参加表明書の提出期限 令和8年2月24日（火）午後5時
企画提案書の提出期限 令和8年3月10日（火）午後5時
選定委員会の開催 令和8年3月中旬
選定結果の通知・公表 令和8年3月下旬
契約締結 令和8年4月上旬

9 その他

本事業の実施に当たっては、本事業募集要領、委託契約書、徳島県契約事務規則の他、別に定める規程等を遵守すること。

本事業は令和8年度予算の成立を前提として実施するものであり、予算が成立しない場合や内容に変更があった場合は、本公募を中止、または内容を変更することがあること。